

～原子力事業者・関係事業者の皆さんへ～

【平成29年10月30日から「電離則関係改正告示」を施行】

特例緊急被ばく限度（250ミリシーベルト）の対象となる『一定の事象』を見直しました

『一定の事象』
見直しの
要点

下の2事象を、再処理施設における対象事象として明記。

- ① セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること
- ② 核燃料物質が臨界に達すること

▶ 「特例緊急被ばく限度」とは

厚生労働省では、電離放射線障害防止規則（電離則）に基づき、放射性物質が多量に漏れるなどの事故が生じた場合に、応急の作業に従事する間における労働者の被ばく限度を100ミリシーベルトと定めています。

ただし、『一定の事象』などが発生した場合には、原子力施設が破滅的な状況に至ることを回避する作業に限定して、被ばく限度を直ちに250ミリシーベルトに引き上げることとしており、これを「特例緊急被ばく限度」といいます。

詳細は、厚生労働省のホームページ（下記URL）をご参考ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095467.html>

参考 『一定の事象』を定めた厚生労働大臣告示の改正について

【改正の経緯】

電離則第7条の2第2項では、「原子力災害対策特別措置法第10条に規定する政令で定める事象のうち厚生労働大臣が定めるもの」（一定の事象）などが発生した場合、厚生労働大臣は、直ちに被ばく限度を250ミリシーベルトと定める旨が規定されていますが、今般、「原子力災害対策特別措置法第10条に規定する政令で定める事象」の改正にあわせて、『一定の事象』を定めた告示（事象告示）※を改正することとしました。

※電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象
(制定：平成27年厚生労働省告示第360号、改正：平成29年厚生労働省告示第330号)

【改正告示の概要】（裏面参照）

事象告示第2号について、次の改正を行いました。

- ・次の事象を、再処理施設における対象事象として整理
 - ①セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること
 - ②核燃料物質が臨界に達すること
- ・その他所要の規定の整備

ご不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局
又は労働基準監督署までお問い合わせください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

特例緊急被ばく限度の対象となる事象一覧 (改正事象告示第2号関係)

イ 沸騰水型軽水炉(実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(規制法)第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ロ 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限り、)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ハ ナトリウム冷却型高速炉(規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉に限り、)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ニ ナトリウム冷却型高速炉(ハに規定するものを除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ホ 試験研究用原子炉(ニに規定するナトリウム冷却型高速炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(試験研究用原子炉施設)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。 原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 原子炉制御室が使用できなくなること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ヘ 実用発電用原子炉(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ト 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係る原子炉の運転等のための施設(使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
チ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(ホからトまでに掲げるもの及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
リ 再処理設備に係る原子炉の運転等のための施設(再処理施設)	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方二メートルの水位まで低下すること。 制御室が使用できなくなること。 セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。 その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
ヌ 原子炉の運転等のための施設(イからリまでに掲げるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

見直しの要点